

名古屋市負担金（あいちトリエンナーレ）に関する 最高裁判所の決定について（会長コメント）

- 本日（3月7日）、あいちトリエンナーレ実行委員会の名古屋市負担金請求訴訟について、以下のとおり、最高裁判所より「上告を棄却する」旨の調書（決定）を受領し、本訴訟における**当方勝訴が確定**しました。

（上告人兼申立人：名古屋市 被上告人兼相手方：あいちトリエンナーレ実行委員会）

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

- 本決定は、第一審、控訴審と同じく、私どもの主張が認められた妥当な決定だと受け止めております。

あいちトリエンナーレ実行委員会会長 大村秀章